

看取りに関する指針

1. 特別養護老人ホーム光寿園における看取り介護の考え方

看取り介護は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したご利用者において、最期を過ごす場所及び治療等についてのご利用者やご家族の意向を最大限に尊重して行います。

ご利用者やご家族が当施設での看取り介護を希望される場合には、ご利用者やご家族に対し、最期までより良い支援を継続することを基本とします。

また、看取り介護中にやむを得ず病院などに搬送することになったご利用者においても、搬送先の病院等への引継ぎ、継続的なご利用者やご家族への支援を行います。

【光寿園の看取り介護について】

- ① 「看取りに関する指針」を整備し、それに基づき、ご利用者やご家族に質の高いサービスを提供します。
- ② ご利用者の意志及び人格を尊重し、看取り介護においても「看取り介護計画」に基づいて、その方がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えるように全人的ケアを提供します。
- ③ 適切な情報共有により多職種連携を図り、ご利用者やご家族の理解が得られるよう説明資料を提供し、継続的でわかりやすく十分な説明に努めます。
- ④ 看取りに関する指針を作成し、『計画・実行・評価・改善』のサイクルによって、その指針を適宜見直します。

2. ご利用者やご家族の意思を尊重

(1) ご利用者やご家族への情報提供

質の高い看取り介護を提供するために、多職種連携によって、ご利用者やご家族に十分な説明を行い、理解を得るように努めます。

具体的には、看取り介護を提供するにあたり、終末期をたどる経過、当施設において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、ご利用者やご家族の理解が得られるよう継続的な説明に努めます。

(2) ご利用者やご家族の意思確認の方法

説明の際には、ご利用者やご家族が理解しやすいように努め、「看取り・延命についての意向書」「看取り介護同意書」「看取り介護計画書」その他説明支援ツールを用いることにより、ご利用者やご家族の意思を最大限尊重して対応します。

3. 入所～終末期までにたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方

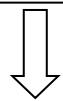
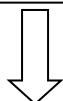
適応期（入所）

【介護の考え方】

- ・看取りに関する指針の説明、施設で対応できる範囲と内容への理解促進
- ・終末期医療についての情報提供と死生観（自分らしく生き、自分らしい最期を迎えること）の醸成に向けたアプローチ
- ・施設での生活に対するご利用者やご家族の希望・要望の把握
- ・日頃の関わりを通じた、終末期の迎え方の意向確認

【提供する書類】

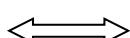
(1) 看取りに関する指針 (2) 看取り・延命についての意向書



定期期（定期的なケープラン更新時期）

【介護の考え方】

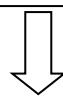
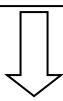
- ・一定の期間を過ごした施設での意識変化や今後の生活に関する希望などの把握
- ・ご利用者やご家族の意向を踏まえたうえでの中・長期的な目標設定とケアプランへの反映



不安定・低下期（衰弱傾向の出現・進行）

【介護の考え方】

- ・今後の経過といずれ予想される状態についての説明及び情報提供
- ・施設での対応可能な医療提供と、ご利用者やご家族の希望する支援とのすり合わせ



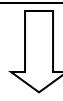
看取り期（回復が望めない状態）

【介護の考え方】

- ・医師の診断と、想定される経過や状態について具体的な説明
- ・詳細な日々の様子の報告と、ご利用者やご家族の受け止め方や気持ちの揺れなどへの対応
- ・施設で提供する環境やケアについての説明と、看取り介護への同意確認
- ・ご利用者やご家族が死を受容し、その人らしい最期が迎えられるよう援助する

【提供する書類】

(1) 看取りに関する指針 (2) 看取り・延命についての意向書 (3) 看取り介護同意書
(4) 看取り介護計画書 (5) その他の説明資料



看取りからその後まで

【介護の考え方】

- ・ご家族のグリーフケア（心理的支援）と諸手続き
- ・死亡診断、死後処置等、お見送り
- ・看取り介護実施後カンファレンスを実施

4. 看取り介護の体制

(1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ① 当施設における「看取りに関する指針」を明確にし、ご利用者やご家族に対して生前意思（リビングウィル）の確認を行います。
- ② 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したときが、看取り介護の開始となります。
- ③ 看取り介護実施に当たり、ご利用者やご家族に対し配置医師または医療機関より十分な説明を行いご利用者やご家族の同意を得ます。（インフォームドコンセント）
- ④ 看取り介護においてはそのケアに携わる者が共同で「看取り介護計画書」を作成し、ご利用者やご家族へ説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。なお必要に応じて適宜、計画を見直し変更します。

(2) 医療提供体制

- ① 看取り介護の実施にあたり配置医師、医療機関等との情報共有により看取り介護の協力体制を構築します。
- ② 看護職員は医師との連携により、ご利用者の状態把握に努め、疼痛緩和等安らかな状態を保てるように援助します。又、日々の状況等について隨時、ご利用者やご家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応します。
- ③ 医師の診断を受け、多職種によるカンファレンスを開き、「看取り介護計画書」を作成します。
- ④ 施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについてご利用者やご家族へ説明し、「看取り介護計画書」に基づき意思を尊重して支援します。

(3) 施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎えるために、かつ、ご家族の面会、付き添い等の協力体制を支援するために、居室又は静養室の環境整備に努めます。

(4) 看取り介護の実施とその内容

① 記録等の整備

- 1) 看取り・延命についての意向書
- 2) 看取り介護同意書
- 3) 医師からの指示記録
- 4) 看取り介護計画書
- 5) 経過観察記録
- 6) モニタリング記録

- 7) ケアカンファレンスの記録
- 8) 臨終時の記録
- 9) 看取り介護終了時のケアカンファレンス会議録

② 職種ごとの役割

【管理者】

- 1) 看取り介護の総括管理
- 2) 看取り介護に生じる諸課題の総括責任
 - ◎総括管理責任者 施設長
 - ◎看護責任者 介護・看護部長

【医 師】

- 1) 看取り介護時期の診断
- 2) ご利用者やご家族への説明と同意（インフォームドコンセント）
- 3) 緊急時、夜間帯の対応と指示
- 4) 協力医療機関との連絡、調整
- 5) 定期的カンファレンス開催への参加（照会）
- 6) 死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載

【看護職員】

- 1) 配置医師又は医療機関との連携強化を図る
- 2) 多職種協働のチームケアの確立
- 3) 全職員への死生観教育と職員からの相談機能
- 4) 状態観察と必要な処置、記録
- 5) 疼痛緩和、安楽の援助
- 6) 急変時対応と指示（オンコール体制）
- 7) 随時のご家族への説明と、その不安への対応
- 8) 定期的カンファレンス開催への参加
- 9) 死後の処置（エンゼルケア）

【介護職員】

- 1) きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
- 2) 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
- 3) 居室（静養室）の環境整備（清掃、香り）、ご本人好みの装飾や写真等の設置
- 4) コミュニケーションを十分にとる
- 5) 状態観察（適宜、容体の確認のための頻回な訪室）、経過記録の記載
- 6) 随時のご家族への説明と、その不安への対応
- 7) 定期的カンファレンス開催への参加
- 8) 死後の処置（エンゼルケア）

【生活相談員・介護支援専門員】

- 1) 継続的なご家族への支援（連絡、説明、相談、調整）

- 2) 看取り介護にあたり多職種連携・チームケアの連携強化
- 3) 定期的カンファレンス開催への参加
- 4) 多職種連携による看取り介護計画書（ケアプラン）の作成
- 4) 緊急時、夜間帯の緊急マニュアルの作成と周知徹底
- 5) 死後のケアとしてのご家族支援と身辺整理

【管理栄養士】

- 1) ご利用者の状態と嗜好に応じた食事の提供
- 2) 食事、水分摂取量の把握
- 3) 定期的カンファレンス開催への参加

【機能訓練指導員】

- 1) ご利用者の全身状況に応じた訓練・ポジショニングの確認
- 2) 疼痛緩和・安楽な援助に対してポジショニングと肢位の助言
- 3) 定期的カンファレンス開催への参加

③ 看取り時の介護体制

- 1) 必要に応じた特別勤務体制による対応
- 2) 緊急時におけるご家族連絡体制の確認
- 3) 自宅又は病院搬送時の施設サービス外体制の整備及び確認

④ 看取り介護の実施内容

1) 栄養と水分

多職種と協働し、ご利用者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等の確認を行うとともに、ご利用者の身体状況に応じた食事の提供や好みの食事等の提供に努めます。

2) 清潔

ご利用者の身体状況に応じ可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防対策に努めます。その他、ご利用者やご家族の希望に沿うように努めます。

3) 環境設定

ご利用者の状況・意向に応じた、照明・室温・香り（アロマ）、居室の装飾、音楽、テレビなどの環境を整えるように努めます。

3) 苦痛の緩和

（身体面）

ご利用者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助及び医師の指示による疼痛緩和等の処置を適切に行います。

（精神面）

身体機能が衰弱し、精神的苦痛を伴う場合、手を握る、体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心される声掛けによるコミュニケーションに努めます。

4) ご家族への対応

変化していく身体状況や介護内容については、定期的に医師等から説明を行い、ご家族の意向に沿った適切な対応を行います。

継続的にご家族の精神的援助（現状説明、相談、こまめな連絡等）あるいはご家族から求められた場合における宗教的な関わりと援助を行い、カンファレンスごとに適時の状態説明を通し、ご家族の意向を確認します。

5) 死亡時の援助

医師による死亡確認後、エンゼルケアを施行し、お別れやお見送りはご家族、可能な限り看取り介護に携わった職員、親しくしていたご利用者が立ち会うことも考慮します。

死後の援助として必要に応じてご家族支援（葬儀の連絡方法、調整、遺留金品引き渡し、荷物の整理、相談対応等）を行います。

6) 看取り介護の振り返り

ご利用者やご家族が望んでいた看取り介護ができたかどうか、適切なケアができていたかどうか等、職員間で振り返りを実施。ご家族の心情や事情を考慮し、必要に応じてご家族へも聞き取りやアンケートを実施します。

5. 看取りに関する職員教育

看取り介護の目的を明確にし、死生観教育と理解の確立を図るものとする。

- 1) 看取りに関する指針の理解
- 2) 死生観教育、死へのアプローチ
- 3) 看取り期に起こりうる機能的・精神的変化への対応
- 4) 夜間・急変時の対応
- 5) 看取り介護実施にあたりチームケアの充実
- 6) ご家族の援助法
- 7) 看取り介護についての検討会

6. 看取りに際して行いうる医療行為の選択肢の提示と意思確認

(1) 終末期における医療などに関する意思の確認

急変時や終末期における延命措置（心臓マッサージ、除細動（AED）、人工呼吸、輸血、点滴等）、食事を経口摂取できなくなった時の対応（経鼻経管栄養、胃瘻造設、点滴等）についてご利用者やご家族へ説明し、意思の確認を行います。また、意思の確認にあたっては、インフォームドコンセントを前提とし、ご利用者やご家族に分かりやすく説明を行います。

(2) 施設における看取りに際して行いうる医療行為の選択肢

施設で提供する医療行為については、具体的な内容を明示しご利用者や家族が十分理解できるように努めます。

7. 医師や医療機関との連絡体制

医師や協力医療機関との連絡体制（夜間及び緊急時の対応を含む）については、別途マニュアルを定めそれに従って対応します。日頃より医師や協力医療機関との連携に努めます。

8. 医療機関や在宅への搬送の場合

(1) 医療機関への連絡

医療機関にこれまでの経過説明を充分に行い、ご家族の同意を得て、経過観察記録等必要書類を提示します。

(2) ご利用者、ご家族への支援

継続的にご利用者やご家族の状況を把握するとともに、電話等での連絡を行い、介護面、精神面での援助を行います。

死後の援助として必要に応じてご家族支援（葬儀の連絡、調整、慰留金品引き渡し、荷物の整理、相談的対応）を行います。

※ 看取り介護加算は施設を退所等した月と死亡した月が異なる場合でも算定が可能であり、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、施設に入所していない月についても自己負担の請求が行われることがございますので、あらかじめご了承下さい。

令和 年 月 日

看取りに関する指針について、本書面に基づいて説明を行いました。

特別養護老人ホーム 洋寿園

説明者職名 生活相談員 氏名

私は、本書面に基づいて、事業者から看取りに関する指針の説明を受け、内容に同意しました。

利用者住所

氏名

立ち合い者名

(続柄)

令和7年4月1日 改訂